

FAQ：【ゆうせい共済特別号Vol.2（4月11日掲載）】

項番	ご質問	回答
1	「ゆうせい共済」特別号Vol.2（4月11日掲載）は、冊子で送られてはこないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆうせい共済」特別号Vol.2（4月11日掲載）は、冊子での発行はございません。日本郵政共済組合ホームページの特設ページか、各社ポータルサイトからご覧ください。 ・パソコン等がなく閲覧する設備がない場合、ご自身の携帯電話やスマートフォンから閲覧することが可能です。
2	「協会けんぽ」とはなんのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国健康保険協会」のことで、健康保険のことです。
3	長期組合員の年金保険と短期組合員の年金保険は、両方とも厚生年金保険とあるが、違いは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期組合員と短期組合員で、「国民年金（基礎年金）」【1階部分】と、「厚生年金」【2階部分】は同じ仕組みとなっています。 ・長期組合員は、「退職等年金給付」【3階部分】という仕組みがあり、別途掛金が徴収されていますが短期組合員にはありません。
4	短期給付事業について、協会けんぽと違いはあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の一部負担（医療費の2割～3割）については、協会けんぽとの違いはありません。 ・病気やけがなどに対する給付金については、協会けんぽになかった、「一部負担金払戻金・家族療養費附加金」や「出産費附加金・家族出産費附加金」の附加給付の制度があります。
5	2022年度の被扶養者配偶者の人間ドックの助成はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養配偶者の人間ドックは、先に自費で人間ドックを受検いただき、請求書と領収書の原本を郵送いただくことで、検診費の一部を助成します。（※ただし、共済組合に加入された2022年10月以降の受診分に限ります。）
6	10月以降の協会けんぽの「生活習慣病予防健診（人間ドック）」をすでに予約しているのですが、協会けんぽからの助成は受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・10月から共済組合加入者になりますので、前もって予約をされていた場合でも、10月以降は協会けんぽの「生活習慣病予防健診（人間ドック）」は受けられません。 ・「生活習慣病予防健診（人間ドック）」をご希望の場合は、9月までの受診をお願いします。